

## 2019年度 計画書(業務委託)

1. 委託件名	取水設備他の塵芥処理業務委託	
2. 委託契約箇所	資材部 泊資材グループ	
3. 委託担当箇所	泊発電所 安全管理課	
4. 作業場所住所	泊発電所(古宇郡泊村大字堀株村)	
5. 委託目的	取水設備他で発生した塵芥等を処理のため	
6. 委託内容	塵芥等の仕分け・処理(詳細は添付『委託仕様書』参照)	
7. 予定作業期間	(着手)2020年 4月 1日 (完了)2021年 3月31日	
8. 見積依頼予定時期	2020年 2月 3日	
9. 見積参加申込書受付期限	2019年 12月20日	
10. 見積参加申込書受付場所	資材部 泊資材グループ	
11. 見積参加条件	(1)登録業種  (2)類似作業実績  (3)参加地域  (4)その他	特になし。

委 託 仕 様 書

件名 取水設備他の塵芥等処理業務委託

北海道電力株式会社

泊発電所

## 第1節 総 則

### 1. 件 名

取水設備他の塵芥等処理業務委託

### 2. 目 的

トラベリングスクリーンで捕集される塵芥および魚類迷入防止網清掃に伴い発生する塵芥等の処理委託を行う。

### 3. 委託場所

泊発電所 海生生物処理建屋

### 4. 委託期間

2020年 4月1日 ～ 2021年3月31日

### 5. 検収条件

業務の終了を持って検収とする。

### 6. 一般事項

(1) 本仕様書は、北海道電力株式会社（以下「当社」という。）が泊発電所に係わる業務委託の発注にあたり、当該業務委託固有の仕様を示すものである。

本業務委託の他に係わるものとしては「共通仕様書」等も適用される。

なお、本仕様書と上記仕様書等の記載内容が重複し、内容に差異がある場合には本仕様書が優先するものとする。

(2) 本仕様書に係わる業務の品質要求区分は「C2」であり、内容については「共通仕様書」の第2章第1項によること。

### 7. 提出書類

(1) 資材部に提出するもの

・見積書（厳封） 1部

・提出期限 年 月 日

(2) 受注後、委託担当課（安全管理課）に提出のもの

提出書類	提出時期	部数
着手届	着手時	1
現場代理人等選任届	着手前まで	1
現場代理人等資格・経歴 確認書	着手前まで	1
協力会社届出書	着手前まで	1
完了届	完了時	1
作業員資格・経歴確認書	着手前まで	1
作業員資格経歴・確認書 (個人)	着手前まで	1
作業員・従業員名簿	着手前まで（変更時は速やかに）	1
業務委託要領書	着手前まで	3
安全作業指示書	翌日分を当日	1
日報	当日分を翌日まで	1
その他	当社が必要と認めた都度	必要数

8. 社給品・貸与品

当社が業務に際し、無償にて提供するものは、以下に示すとおりであり、記載がないものは受託者負担とする。

(1) 社給品・貸与品の原則

a. 責任

受託者は、故意または過失によって当社の社給品、貸与品に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。

b. 第三者への転貸禁止

受託者は、社給、貸与された物件を当社の承認なしに第三者に転貸してはならない。

(2) 期間

委託期間中

(3) 社給品・貸与品の一覧

本業務に係る社給品はない。

貸与品については、次のとおり。

- ・コンポスト化前処理装置（温風乾燥方式） 4台
- ・破砕機 1台

## 9. その他

### (1) 受託者の心得

受託者は委託業務の遂行にあたり、当社が定める「共通仕様書」および「泊発電所 請負人一般心得」に準じ、必要箇所を「請負人」から「受託者」と読み替えて遵守すること。

### (2) 報告の義務

受託者は常に当社と綿密な連絡を取り、必要な情報等を報告して適切な指示を受けること。

### (3) 安全衛生に関する受託者の責任

受託者は、作業員の安全衛生に日頃から注意し、負傷・疾病または死亡、その他事故に対しては、一切受託者の責任において処理すること。

また、万一事故が発生した場合は、直ちに当社に連絡するとともに、必要な措置を講じること。

### (4) 入構教育

受託者は、委託作業の遂行にあたり発電所に入構する者に対し、あらかじめ入構教育を実施し、その結果を当社に報告すること。

なお、教育の内容等については、当社の指示を受けること。

### (5) 一般事項

支払方法、第三者への権利の譲渡禁止、業務の守秘義務、損害賠償については委託契約見積要領説明書による。

## 第2節 仕 様

### 1. 業務内容

泊発電所海生生物処理建屋に設置したコンポスト化前処理装置にて、トラベリングスクリーンで捕集された塵芥および魚類迷入防止網清掃に伴い発生する塵芥等の処理を行う。

具体的な業務内容は以下の通り。

#### (1) 塵芥処理（100kg／1回処理）

仕分けおよび前処理後の塵芥等をコンポスト化前処理装置へ投入し、コンポスト化前処理装置を起動する。

1回の処理量は、約25kg×4台の100kgとして行い、処理装置自動停止後、処理生成物の取出し、保管を行う。

ただし、塵芥等の発生量により処理量は変更するものとする。

#### (2) 塵芥コンポスト化集荷場投入作業

保管した処理生成物を、定期検査時に実施するコンポスト化処理の集荷場に投入する。

#### (3) 塵芥仕分け・前処理

海生生物処理建屋に運搬されてきた塵芥等および仮置されている塵芥等について、コンポスト化前処理装置へ投入可能な物と投入不可能な物（取説記載の貝類、木片、ポリ袋、プラスチック、凍結した物、砂・ドロ、ヨコエビ類の棲管（多量の砂・ドロに相当））への仕分けを行う。

仕分け後、投入可能物は必要により破砕機を使用しての前処理を行う。（大型魚類（ボラ等）を処理する場合は10cm程度に切断してから破砕処理する事。）

投入不可能物は、コンポスト化前処理装置に投入せず、運搬・廃棄を行う。

#### (4) 塵芥処理機修理助成・清掃

塵芥処理機（コンポスト前処理装置・破砕機等）に汚れ等がある場合は清掃を行う。

メーカーによる定期点検および修理時に電源操作を行う。

なお、電源操作を行う場合は、事前に当社の担当者に連絡、承認を得てから行うこととする。

また、終了後の電源復旧についても、当社の担当者の確認を得ること。

塵芥処理装機の点検・修理終了後の動作確認を行う。